

介護事業者を取巻く環境は社会的責任が大きいために、他の業種に比べ特殊です。

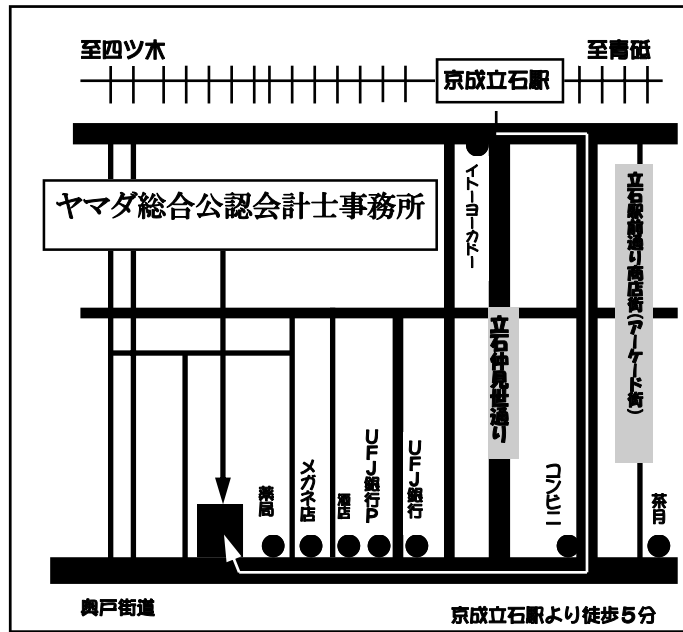
介護ビジネスの特徴

1. 指定基準
 2. 法人格
 3. 介護保険制度
 4. 利用者紹介ルート
 5. ヘルパー対応
 6. 税務会計上の取扱
- 専門的な問題がたくさんあり、手続・税務会計・労務など経営者の頭を悩ませます。



お悩みの際は、
お気軽にご連絡ください

業績安定・向上は、社長・スタッフ・利用者さんの幸せのためです！



当事務所は、公認会計士・税理士・社会保険労務士といった専門家が在籍する総合事務所です。何でもご相談下さい。

連絡先

ヤマダ総合公認会計士事務所

医療事業部 村田

〒124-0012 (定休・土・日・祝日)

東京都葛飾区立石1-12-11 山田ビル

TEL 03-3694-6091 FAX 03-3691-6680

<http://www.yamadasougou.co.jp>

e-mail h-murata@yamadasougou.co.jp

介護事業者 経営と税務 コンサルティング

税務顧問



YAMADA TOTAL SUPPORT



YAMADA TOTAL SUPPORT

1.現状把握と改善アドバイス

月次試算表の作成

毎月、月次試算表のご報告をいたします。会社の現状をご説明し、改善のアドバイスをいたします。減価償却など加味し、精度の高い試算表を作成します。

キャッシュフロー

勘定合って銭足らず。などと言ひ、資金と利益の関係はわかりにくいものです。毎月キャッシュフロー計算書を作成し、わかりやすくご説明します。

納税予測

決算近くには、概算の納税額をお知らせいたします。事前に予定していれば納税資金に慌てる事ありません。

**公的使命を持つ介護事業者様にも
企業として成功していただくため
トータルサポートいたします!**

2.計画と検証の経営サイクル

簡易計画の作成

決算月に来期の簡易な経営計画を作成します。勿論、当事務所が勝手に作成するものではありません。会社の考えを計画書にまとめます。

事業報告書の作成

来期の計画と同時に、今期の事業も振り返り、報告書にまとめます。今期の経験を今後の経営に活かしていきます。



介護事業では税務会計上の独特の取扱いにも対応いたします。

○ 介護事業の収益は利用者様1割、介護保険9割からなります。入金 の 時期 などが 違 い ます が 売上計上はサービス提供時です。

○ 介護事業は基本的に消費税が非課税ですが、介護保険の適用範囲と消費税の非課税範囲は微妙にずれています。

○事業区分別損益管理など。



YAMADA TOTAL SUPPORT